十三　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（令和八年四月十五日文部科学大臣決定）に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」（令和八年四月十五日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高校生等・新修学支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する高校生等・新修学支援金に係る受給事由の消滅の確認 三　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する高校生等・新修学支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
十四　［略］	［略］
十五　［略］	［略］

第二条　法第三十条の十五の二第二項に規定する準法定事務のうち総務省令で定めるものは、次に掲げる事務とする。

［一～五の二　略］

六　高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る受給事由の消滅の確認

ハ　［略］

［七・八　略］

九　高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る受給事由の消滅の確認

ハ　［略］

十　高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの

イ　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する高校生等・新修学支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二　［同上］	［同上］
十三　［同上］	［同上］

第二条　［同上］

［一～五の二　同上］

六　［同上］

イ　［同上］

［新設］

ロ　［同上］

［七・八　同上］

九　［同上］

イ　［同上］

［新設］

ロ　［同上］

［新設］